

基準地一覧の見方

1 「**基準地番号**」欄において、一連番号の前に付されている3、5及び9の見出し数字は、原則として当該基準地がそれぞれ宅地見込地地域、商業地域、工業地域にあることを示し、見出し数字を付していないものは、住宅地域にあることを示す。

(例) -1 住宅地域、3-1 宅地見込地地域、5-1 商業地域、9-1 工業地域
なお、◆は地価公示の標準地（基準日が平成30年1月1日）と同一地点である基準地である。

2 「**所在及び地番**」欄において、基準地が数筆にわたる場合は、「外」と表示した。

3 「**地積**」欄は、原則として土地登記簿に登記されている地積（土地の一部が借地である基準地についてでは当該借地の面積）を表示し、1平方メートル未満の端数は、切り捨てである。

また、基準地の筆の一部が私道となっている場合は、私道部分を含めて全筆の地積を表示した。

4 「**形状**」欄は、基準地の間口と奥行きとのおおむねの比率（宅地見込地にあっては、前面道路と接する辺又は至近の道路におおむね平行する辺の長さと、この辺から対辺までの長さとの比率）を、左側に間口、右側に奥行の順で表示した。

なお、形状は、台形、不整形と特に表示しない限り四角形である。

5 「**利用の現況**」欄は、当該基準地にある建物の用途を、次いで建物の構造を次の略号で表示し、数字は、その階層（地下階層がある場合、地上階層にはFを、地下階層にはBを付してある。）を表示した。

鉄骨鉄筋コンクリート造・・・・・・S R C

鉄筋コンクリート造・・・・・・R C

鉄骨造・・・・・・・・・・・・S

軽量鉄骨造・・・・・・・・L S

ブロック造・・・・・・・・B

木造・・・・・・・・W

6 「**前面道路の状況**」欄は、前面道路の方位、幅員、舗装の状況、道路の種類及び他の接面道路の順に表示した。

なお、道路の種類は次の区分により表示し、前面道路舗装の状況は、「未舗装」と特に表示しない限り舗装済みである。

(1) 道路法の道路は、「国道、県道、市道、町道及び村道」

(2) 土地区画整理事業施行区域内の道路 ((1)及び(4)を除く。) は、「区画街路」

(3) その他公的機関が管理する道路 ((1)及び(2)を除く。) は、「道路」

(4) 私人が管理する道は、「私道」

7 「**供給施設の状況**」欄は、次により表示した。

(1) 水道法（昭和32年法律第177号）による水道事業又は専用水道により給水されている場合及び通常の工事費負担によってこれらの水道から給水可能な場合は、「水道」と表示した。

(2) ガス事業法（昭和29年法律第51号）により、ガスが供給されている場合及び通常の工事費負担によってガス供給が可能な場合は、「ガス」と表示した。

(3) 基準地が下水道法（昭和33年法律第79号）の処理区域内にある場合及び公共下水道に接続し、又は終末処理場を有している場合は、「下水」と表示した。

8 「**都市計画法その他法令の制限で主要なもの**」欄は、次により表示した。

(1) 都市計画区域等の区分

市街化区域	記載せず
市街化調整区域	調区
市街化区域及び市街化調整区域以外の都市計画区域	(都)
都市計画の定めのない地域	「都計外」

(2) 用途地域等は、次の略号で表示した。

第一種低層住居専用地域	1 低専
第二種低層住居専用地域	2 低専
第一種中高層住居専用地域	1 中専
第二種中高層住居専用地域	2 中専
第一種住居地域	1 住居
第二種住居地域	2 住居
準住居地域	準住居
田園住居地域	田園住
近隣商業地域	近商
商業地域	商業
準工業地域	準工
工業地域	工業
工業専用地域	工専
防火地域	防火
準防火地域	準防

(3) ()内の左側に建蔽率を、右側に容積率をそれぞれパーセントで表示した。

(4) 自然公園法等

国立公園	国立公
国定公園	国定公
県立公園	県立公
普通地域	普通
特別地域	特別

9 森林の土地の「**公法上の規制**」欄は、都市計画法（昭和43年法律第100号）、森林法（昭和26年法律第249号）、自然公園法（昭和32年法律第161号）等の法令に基づく公法上の規制を次により表示した。

(1) 都市計画法

市街化調整区域	調区
市街化区域及び市街化調整区域以外の都市計画区域	都計区
都市計画の定めのない区域	都計外

(2) 森林法

保安林	○○保安林
地域森林計画対象民有林	地森計

10 表示は、基準地の単位面積当たりの価格判定の基準日（平成30年7月1日）における状況により行った。